

・第二報告

アルビン・エーザー

EU 基本権憲章における刑法および 刑事手続のための人権保障

高柴優貴子*

松倉治代** (共訳)

西本健太郎***

・欧州における諸機関および人権保障の概説

欧州およびその政治構造を外から見ると、非常に複雑な状況に見えるかも知れない。実際にはかなり違うものであり、異なる機能を果たしているのにも関わらず、同じような名前で外見がよく似ている法的機関および条約等の法文書がかなりの数存在している。

欧州大陸には極めて似た名前や呼び名の下に組織、機関、法文書、司法当局が存在しているので、それらの複雑な用語法を使いこなすためには、欧州の政治構造ならびにその重要な制度および人権保障について、はじめに簡単に概説しておくのが有用であろう。

もっとも、完全な見取り図を提示するというよりは、欧州の諸機関のうち人権の保護にとって本質的に重要であるものに限定し、かつ本稿のテーマである刑法および刑事手続における人権保障に関連するものに集中して検討を行うこととする。そのうち、特に欧州評議会 (CoE ; Council of

* たかしば・ゆきこ APU 専任講師、国際司法裁判所裁判長特別補佐官

** まつくら・はるよ 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程
日本学術振興会特別研究員 DC

*** にしもと・けんたろう 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程

Europe) と欧州連合 (EU; European Union. 以下, EU.) の二つは, 区別した上で詳しく検討する必要がある。両者は非常に似ており, そのため混同されることがあるが, 実際にはその地理的範囲もその果たす政治的機能も異なっている。したがって, 両者ははっきりと区別されなければならない。

1. 欧州評議会 (CoE) と欧州人権条約 (ECHR)

その設立時期からみると, 欧州評議会は欧州の組織としては相当に古いものであり, その地理的な範囲においても広い。

欧州評議会は1949年に設立された。欧州評議会は, 個人の人権の保護に特に関心を払いつつ, 欧州に共通の民主的な原則を発展させることを目的としている。現在の加盟国は47カ国にのぼり, すぐれて汎欧州的な次元を持つものである。さらに, 欧州評議会には, アメリカ合衆国のほか日本も含めた「オブサーバー国」が現在5カ国あり, その意味では一定の程度において, 欧州の境界さえ超えるものである。

人権と基本的自由の保護に対する欧州評議会のおそらく最も重要な貢献は, 1950年に採択された「欧州人権条約」(ECHR; European Convention on Human Rights) である。この条約は, 拘束力ある国際的な人権の法典化として最初のものであると考えられている。一定の追加議定書と合わせて, この条約は, 手続的な保障も含め, 人権および自由の最低限の基準を欧州大陸全体の大部分に提供している。

ここでは, 欧州人権条約の作成時には新たなものであった, 次の3つの特徴は少なくとも挙げておくべきであろう。

- 第1に, 伝統的には国家のみが国際法上の主体でありえたところ, 欧州人権条約は国際的な場において個人にも積極的な役割を認めている。これは, 締約国が負う義務の履行の確保のためのメカニズムを設置し, 個人に自身の人権の侵害に関する申立てを行う権利を与えることで可能となっている。

- 第2に、人権の保護を確保するため、まず欧州人権委員会 (European Commission of Human Rights) (1954年設立) および欧州人権裁判所 (ECtHR; European Court of Human Rights) (1959年, ストラスブールに設立) が設立され、1998年には常設の欧州人権裁判所に統合された。
- 第3に、欧州人権裁判所の判決は、国内裁判所における判決のように直接に執行できるわけではなく、間接的なかたちだけに留まるものの、法的拘束力を欠くわけではない。例えば、裁判所によって被疑者の拷問に関する国内警察当局の責任が認められた場合、当該加盟国は欧州人権条約第46条の下、欧州評議会の閣僚委員会 (Committee of Ministers of the CoE) の監視のもとで判決を履行することを求められる。

刑事法にかかわる権利を取り扱う国際合意であって、これほど水準の高い個人の保護を提供するものは、現在のところ他には存在しない。しかしながら、EU 基本権憲章 (EU-Charter; ECFR; the Charter on Fundamental Rights of the European Union) が最終的に承認されるならば、さらなる進展がもたらされる可能性がある。そこで、欧州大陸においてより大きな役割を果たしている次の組織に検討の対象を移すこととする。

2. 欧州連合 (EU) と EU 基本権憲章 (ECFR/EU-Charter)

EU は、47の加盟国からなり欧州のほとんど全てを包含している欧州評議会とは異なって、現時点で27の加盟国からなる政治的・経済的共同体である。欧州連合の当初の目的は欧州の中心に共通市場を創設し人、物品、サービスおよび資本の自由移動を保障することであり、人権の保障よりも主に経済福祉の振興に向けられたものであった。しかし、ドイツを含めた当初の6カ国から、東欧の旧社会主義国のほとんど全てを包含する27カ国に徐々に拡大していく過程で、人権に関する関心は拡大してきた。

ここでは、人権に対する関心の拡大が刑法および刑事手続に与えた影響を検討する前に、欧州評議会のものとは異なる EU の機関・用語法をまず

確認することとする。

- EU のいわゆる「共同体法（community law）」の定立に関係するのは次の三つの機関である。

EU 理事会（Council of the European Union）は、加盟国の閣僚によって構成され（このため、ドイツでは通常「Ministerrat」の名で呼ばれている）、6ヶ月ごとに各加盟国が交替で議長を務める機関であり、EU の主要な意思決定主体として機能している。

欧州委員会（European Commission）はブリュッセルに所在し、国家の政府に相当するものである。したがって、主に EU の行政府として機能しているが、立法の提案も担当している。

欧州議会（European Parliament）はストラスブールに所在し、主な立法機関として機能している。

- この構造をさらに複雑にすることに、以上に加えて「欧州理事会（European Council）」（通常、「欧州サミット（European Summit）」と呼ばれる）が存在する。欧州理事会は、行政や立法に関する正式な権限は一切持っていないものの、EU の最高の政治的機関として機能している。

したがって、欧州との関係で Council の語が用いられる場合、「欧州評議会（Council of Europe）」は欧州人権条約に関わる機関であり、「欧州理事会（European Council）」は EU の加盟国の元首または政府首脳からなる政治的機関として機能し、「EU 理事会（Council of the European Union）」は EU の主な立法機関であるということに注意しなくてはならない。

また、Convention の語が用いられる場合にも注意する必要がある。この語が欧州評議会との関係で用いられる場合には「欧州人権条約（European Convention on Human Rights）」を意味するが、EU との関係で用いられている場合には、EU 基本権憲章の起草を担当した委員会を指す。

- 司法権については、通常「欧州司法裁判所（ECJ；European Court of

Justice)」と呼ばれている「欧州共同体司法裁判所 (Court of Justice of the European Community)」が EU 法に関する最終的な判断権を有している。この裁判所は、EU の諸加盟国の間の平等な法適用を確保することを任務としているだけでなく、EU 法の違反に対して制裁を加える権限も持っている。1952年に設立されたこの裁判所は各加盟国から1人の裁判官で構成されており、一定の事項を取り扱う下級審である「第一審裁判所 (Court of First Instance)」がこれを補助している。なお、ここでも非常に似た名前を持つものとして、(ベルギーのブリュッセルに所在している他の多くの EU の機関とは異なり)ルクセンブルグ市に所在するこの「欧州司法裁判所 (European Court of Justice)」と、欧州評議会の機関であってフランスのストラスブールに所在する「欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights)」とを混同しないように注意する必要がある。

- 欧州評議会と EU の機関の間のいまひとつの違いとしては、それぞれの裁判所による判断の法的拘束力の点がある。欧州人権裁判所は、国内機関または国内当局に対して、人権の保護のために規則および判決に従うよう間接的に従わせることができるに留まるが、欧州司法裁判所の判決は加盟国に直接の拘束力を有している。

他方で、人権の保護のために自ら規則を制定することについては、EU は長い間非常に消極的であった。EU それ自体は欧州評議会または欧州人権条約の加盟国とはなっていないため、EU 内における人権の保護は、各加盟国の国内的な人権の保障または各加盟国による欧州評議会の欧州人権条約の遵守に依存していた。EU 自身が権利章典を制定することは、主に欧州議会の支持を受けて、暫くのあいだ議論となっていたが、漸く1999年にケルンで開かれた欧州理事会において、ドイツのイニシアティブに基づいてなされた決定によって、のちに「EU 基本権憲章」と呼ばれることとなる文書を作成するためのプロセスが開始された。それ以降の制定プロセスは比較的速く進展し、2000年12月7日に欧州議会、EU 理事会、欧州委

員会によって、憲章は「厳粛に宣言」されるに至った。

EU 基本権憲章の目的は、最終的にその前文に規定されることとなったように、既存の権利そのものに変更を加えるのではなく、既存の権利を EU 市民にとってより目に見える形にすることによって、EU における基本権の保護を強化することである。

EU 基本権憲章に至るプロセスは、EU の立憲化をめぐる議論という、より広い文脈のなかで捉えられる必要がある。憲章の構想は、立憲的な連邦としての EU の未来に期待を寄せる加盟国にとって魅力的に映ただけでなく、その他の加盟国においても、EU を市民に近づけ、EU に対するより多くの人々の支持を集めるための手段として理にかなっているとして歓迎されたのである。1980年代および1990年代における巨大プロジェクトであった域内市場と通貨同盟がある程度整ってきた現在、人権というテーマにこそ統合プロセスの推進力を加盟国の人々や政府に維持させるための新たなプロジェクトが見いだせるともいわれる。また、旧東欧圏の10カ国およびトルコを含む12ないし13カ国との間の拡大交渉も、EU において人権のテーマにより注力することについての説得力のある理由となった。

さらなる展開として、EU 基本権憲章は計画されていた EU 憲法と統合されることが予定されていた。この計画は失敗し、EU の既存の諸条約を改正する2007年12月13日のリスボン条約（Treaty of Lisbon）によって代替されることになったため、EU 基本権憲章は条約の一部としては含まれなかった。したがって EU 基本権憲章には、現時点では共同体法としての位置づけはない。もっとも、リスボン条約が EU 基本権憲章を参照していることから、同条約は基本権の執行を保障するものであるといえる。

EU 基本権憲章の権利規定は、基本的には既存の権利をまとめたリストメントである。憲章は、全ての基本権を、尊厳、自由、平等、連帯、市民の権利、司法という6つの表題の下に列挙している。また憲章は、欧州評議会の欧州人権条約には含まれていない、個人情報保護、生命倫理、適正な行政に対する権利、良好な環境に対する権利および障害者の権利と

いった新たな権利を宣言している。

3. 欧州人権条約と EU 基本権憲章の関係

欧州における人権の法典化としての欧州人権条約と EU 基本権憲章は、ほぼ同じ種類の人権を対象とするものであって、かなりの部分が重複しているものの、完全に同一というわけではない。このことから、両者の関係が問題となる。

この点に関する一定の答えは、EU 基本権憲章第52条と53条（リスボン条約第 II-112 条と第 II-113 条）見いだすことができる。両者は、欧州人権条約上の権利に「相当する」EU 基本権憲章上の権利を解釈する際に、欧州人権裁判所における判断と同等の意味を持つものとして解釈することを EU の共同体的裁判所に義務付けている。EU 基本権憲章はその規定する権利のうち、いずれが欧州人権条約上の人権と同じであることを明示的には示していないものの、EU 基本権憲章第53条は多くの人権関連法文書に含まれている同様の規定と同様の意味で解釈することができる。

このことから、EU および欧州共同体が欧州人権条約の締約国ではないにも関わらず、欧州人権条約が EU 人権法において極めて重要な法源となる。EU 裁判所は一般的に最低限の保護として欧州人権条約に従っており、しばしば欧州評議会および欧州人権裁判所の裁判例の詳細な検討にまで踏み込んだ判決を下している。

以上の検討から本稿の主題について得られる結論は、EU における刑法および刑事手続における人権の保護は、EU 基本権憲章のみならず、欧州評議会の欧州人権条約および欧州人権裁判所についても十分に関心を払わなければ、完全には理解できないということである。

4. 刑事法における人権保障に関する序論

刑法および刑事手続にかかわる人権について検討する順序としては、一見すると、関連する様々な人権保障規定が置かれている EU 基本権憲章の

第6章「司法」における規定の順序とするのが適切であるように見える。しかしながら、より詳しく検討すると、EU 基本権憲章第47条（リスボン条約第II-107条）ないし EU 基本権憲章第50条（リスボン条約第II-110条）は実体的権利と手続的権利を一緒に規定しており、何らかの体系に従って整理されているわけではないことが分かる。したがって、ここではEU 基本権憲章第47条から第50条までを順番に検討するのではなく、まず実体的権利に関わるものである罪刑法定主義および罪刑均衡の原則に関する EU 基本権憲章第49条（リスボン条約第II-109条）の検討（ ）から始め、次いで EU 基本権憲章第48条（リスボン条約第II-108条）における無罪の推定と防禦の権利（ ）に移り、その後に EU 基本権憲章第47条の公正な裁判を受ける権利と効果的な救済を受ける権利（ ）を検討した上で、EU 基本権憲章第50条の一事不再理（*ne bis in idem*）（ ）についての検討で結ぶこととする。そして最後に、刑法および刑事手続にかかわる人権であって、EU 基本権憲章に明示的には規定されていないものがあるのかどうかを検討する必要がある。

各論に移る前に、EU 基本権憲章における人権保障のより一般的な特徴をここで4つ挙げておくのが適切であろう。

- 第1に、その基本的な性格において、EU 基本権憲章の「司法」の章における保障は、同憲章第5章に規定されているような単なる「市民の権利」に留まるものではなく、市民権の有無に関わらず何人に対しても保障される真の「人権」である。
- 第2に、ここで問題となっている人権の保障はEUの当局を拘束するだけでなく、その加盟国をも拘束する。したがって、旧社会主義国の法がそうであると危惧されるように、加盟国の国内刑法または刑事手続が一定の権利を正式に認めていない場合には、超国家的なEUの人権によって国内的にも拘束されることとなる。
- 第3に、このEUの人権カタログは閉じたリストと理解されているわけではないので、修正が可能である。これは以下で防禦の権利について具

体的にみるように、特に欧州人権条約におけるより具体的な保障の参照によってなされうる。

- 第4に、特にEU基本権憲章第52条(リスボン条約第II-112条)およびEU基本権憲章第53条(リスボン条約第II-113条)に規定されているように、EUの人権には制限がないわけではない。

・ 刑法における罪刑法定主義および罪刑均衡

EU基本権憲章第49条(リスボン条約第II-109条) 罪刑法定主義および罪刑均衡の原則

1. 何人も、実行の時に国内法または国際法により犯罪を構成しなかった作為または不作為を理由として有罪とされない。何人も、犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。犯罪の後により軽い刑罰が法により規定された場合には、その刑罰が適用される。
2. 本条は、諸国の共同体が認める一般原則により実行の時に犯罪とされていた作為または不作為を理由として裁判し、処罰することを妨げるものではない。
3. 刑罰の重さは、犯罪と不均衡であってはならない。

1. 保障の沿革と範囲

本条は、同一の条文においてはああるが、3つの異なった人権を規定するものである。

- 第1に、刑法における最も重要な人権の一つである罪刑法定主義(第1項ならびに第2項第1文および第2文)であり、これは欧州人権条約第7条においても非常に似たかたちで定式化されていたものである。この原則は J. P. A. Feuerbach が用いた *nullum crimen, nulla poena sine lege* (法律なければ犯罪なし, 法律なければ刑罰なし) とのラテン語の表現

でも知られており、EU 基本権憲章起草の交渉において当初より全く異論のないものであった。より詳しく検討するならば、この原則は以下で個々に取り上げる4つの異なる原則に細分することができる。

犯罪の禁止および制裁の双方について法的根拠が必要とされるという意味での罪刑法定主義（以下、2）

法的安定性の原則（以下、3）

類推の禁止（以下、4）

不遡及の原則（以下、5）

究極的には、これらの原則は全て同じ目的を果たしている。すなわち、法による禁止に先立って行為の可罰性を要求することによって個人の自由を保護することと、刑法の予測可能性および答責性に対する信頼を保護することである。したがって、これらの原則は犯人のための保障を提供するものである。

- 第2に、犯罪の実行後になされた刑罰の軽減について、有罪判決を受ける犯人がその恩恵を受けることができる権利である（EU 基本権憲章第49条第1項第3文）。このかたちでの法の遡及適用は一部の国内法システムではすでに行われており、後に市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR；International Covenant on Civil and Political Rights）第15条第1項（第3文）において認められているところであるが、欧州人権条約ではいまだ認められていない。したがって、EU 基本権憲章においてこの原則が認められたことは、人権のさらなる改善といえることができる。
- 第3に、EU 基本権憲章第49条第3項に宣言されている罪刑均衡の原則であるが、この原則も他の国際的な文書に同様の規定がみられないという点で実に新しいものである。この原則は交渉の最終過程でEU 基本権憲章に挿入されたものであるが、実質的には欧州各国の法においてすでに広く承認されていた。

2. 法律主義 (lex scripta?)

一見すると、EU 基本権憲章第49条第1項に規定されている法律主義の原則は、広く承認されている原則であって、大きな問題はないようにも見える。しかし、より詳しくみてみると、その規定ぶりからいくつかの問題が生じることが分かる。ここではそのうちほんの一部について検討する。

- 本条の見出しは「法律」(legality)としており、そのラテン語における起源である lex が制定法と同義であることからすると、ドイツ(ドイツ刑法第1条)をはじめとしたほとんどの大陸法でそうであるように、犯罪行為が書かれた法によって禁止されていることが要求されていると解することも可能である。しかし、EU 基本権憲章第49条の見出しから第1項の文言に目を転ずると、犯罪が制定法によって規定されている必要はなく、単に国内「法」または国際「法」による規定が必要とされていることが分かるはずである。この文言はより広いものであって、制定法である必要はなく、慣習法または判例法の場合であっても構わない。こうして、EU 基本権憲章はコモン・ローの伝統である不文刑法に対して非常口を用意しているといえることができる。これは過去に形成された犯罪類型のみに関わる原則ではなく、この方法により今後刑法を定立することも妨げられない。また、単に「法」であることを要求し、制定法であることを必要としないことは、第二次世界大戦後の戦争犯罪に関するニュルンベルク裁判や東京裁判で適用された慣習国際刑法を承認するものとしても、積極的な意義を有する。
- このように、制定法による犯罪の定義の要件を緩和し、より非形式的な根拠による犯罪の処罰を許容するのは、作為または不作為がその実行の時に「諸国の共同体が認める一般原則」により犯罪とされていたことで足りるとする EU 基本権憲章第49条第2項においても同様である。この条項は次の興味深い一点の違いを除いて、欧州人権条約第7条2項の文言をほぼそのまま踏襲している。すなわち、それに関する参考として欧州人権条約では「文明国 (civilised nations)」という文言を用いている

ところ、長い交渉の結果、EU 基本権憲章では「非文明国（uncivilised）」とされることによる差別を防ぐために、「諸国の共同体（community of nations）」が承認する一般原則に依拠している。

- この法律主義の原則を、柔軟にとまではいえないとしても、このように広く捉えはじめると、それでもなお *nullum crimen sine lege*（制定法という意味において）という定式化がなお正しいかどうか、そして *nullum crimen sine iure*（ラテン語における法に相当するものとして）とした方がより正確なのではないかという問題が生じる。いずれにしても、伝統的な要件である書かれた法としての *lex scripta* は国際的および超国家的刑法の次元においてはもはや維持できない。とするならば当然、国家横断的な刑事手続についてさらなる問題を生じうる。例えば、犯罪が行われた法域において制定法による犯罪の禁止が要件とされているところ、被害者となった市民のために審理が行われる法域においては慣習刑法による禁止で十分とされているような場合である。欧州の諸法域間におけるこの例のような差異、および国内的な訴追と超国家的な訴追の差異から生じる問題がなお非常に争われているため、ここでは十分に取り扱うことはできない。
- 行為の処罰可能性とは異なり、適用されうる処罰については、EU 基本権憲章第49条には明示的に規定されておらず、法的基礎を必要としないようにもみえる。しかし、この要件は少なくとも間接的には EU 基本権憲章第49条第1文および第2文における刑罰への言及から導出可能であるのみならず、確立された人権上の要件であると解することができる。

3. 法的安定性の原則（*lex certa*）

法は、犯罪とされる行為とその帰結について十分に法的安定性をもって規定しているのでなければ、可罰性の権威的根拠としての役割を果たすことができない。このことは、市民の利益との関係では二重の目的に資する。すなわち、法の平等な適用と、行為を制御する上で必要不可欠である法の

予測可能性の両方を保障するものである。

つまりこのことは、行為の可罰性の要件が刑法規定の帰結および範囲と同様に明確であることを要求する。これは文言自体によってであっても、あるいはその解釈を通じて明確となるのであってよい。もっとも、このことが制定法によってではなく、コモン・ロー国では一部そうであるように、判例法によってなされる場合には、可罰性を構成する事実が確定されていなければならない、処罰の範囲も明確に定義されていなければならない。

事件の事実関係の定式化が、のちに恣意的な適用を可能にするようなものである場合、または、解釈がもはや「一般人にとって明らかな処罰規範」であるとはいえない場合には、法的安定性があるとはいえない。可罰性の記述は、その行為を定義づけ、司法における恣意性を防止できる程度の法的安定性を備えたものでなくてはならない。同様に、その行為の法的帰結も法的な基礎に基づいたものでなくてはならない。

4. 類推の禁止 (lex stricta)

類推とは、法を発見し法における間隙を埋めることを目的とした、司法的解釈による法の生成手法である。国際刑事裁判所に関するローマ規程 (ICC Statute; Rome Statute of the International Criminal Court。以下、ICC 規程。) 第22条第2項(第1文)は類推によって犯罪の定義を拡大することを明示的に禁止しているが、同様の禁止は欧州人権条約第7条第1項にも、EU 基本権憲章第49条にも存在しない。

しかし、EU 基本権憲章第52条第3項(リスボン条約第II-112条第3項)に従って、EU 基本権憲章第49条における権利の意味および範囲を確定する上で重要な意義を有する欧州人権条約第7条1項に関する裁判例によれば、法的類推は禁止されている。

(許容される)解釈と(禁止される)類推の区別を必要とすると、刑罰法規の可能な意味の限界が同時に、裁判官の解釈的な評価の境界線となる。そしてその予測可能性は規範の名宛人の側から判断されることとなる。市

民に不利益となるかたちでの境界線の移動を防ぐためには、欧州人権裁判所が判示しているように、被疑者に不利となる刑法のいかなる拡張解釈も欧州人権条約第7条によって禁止されていると解されるべきである。

5. 不遡及の原則（lex praevia）

法に従って行動することが市民に対して求められるのであれば、犯罪の実行以前に行為の可罰性が法によって規定されているのでなければ理にかなわない。また、市民がその自由を法に従って行使することができるのであれば、その行為が事後的に犯罪とされないことが求められる。自由と安全の双方の保障に資するものとしての以上の根拠は、基本権憲章の草案を担当した幹部会（Presidium）の注釈において、EU 基本権憲章第49条第1項に関して不遡及の原則が述べられているのみであることや、不遡及の原則が ICC 規程第24条において自己完結的な規定として規定されていることの意味を明らかにしうるものであろう。ここでは、この原則から導かれる帰結について、以下の2点のみを簡単に取り上げる。

- 可罰性との関係では、刑罰法規を構成する規範を事後に創設または拡張することが禁止されている。このため、不遡及の原則は犯罪に特別の要素を事後的に導入する場合にも適用される。この原則は、EU の規制に関して、すでに実際上の重要性を持つものとなっている。欧州司法裁判所は、EC 指令または規則（EC Directive or Regulation）の国内法化以前に、当該 EC 指令または規則の違反に対して各加盟国が刑事責任を問うことを禁止するためにこの原則を適用しており、同様に EU 枠組み決定の違反に対する刑事責任が問われた事件において、実体刑法についてこの原則を適用している（刑事手続については適用していない）。欧州司法裁判所は同様に、EC 立法の成立以前に起きた出来事について、加盟国は当該共同体法違反に対し刑事制裁を加えることはできないとも判示している。
- 法律効果との関係では、犯罪の時点において宣言されていたよりも厳し

く刑事責任を遡及的に適用することが明示的に禁止されている(EU基本権憲章第49条第1項(第2文))。

- 他方で、不遡及の原則は刑事手続にも適用されるのか、そして適用されるとすればどの程度か、という点については問題が残されている。

6. より軽い刑罰の遡及効果 (lex mitior)

この原則は一見すると、犯罪の行為時に存在していない法を遡及的に適用するものであって、不遡及の原則に違反するもののように見えるかも知れない。しかしながら、不遡及の原則は犯人にとって不利となる遡及効果の防止を目的としているに過ぎず、犯人にとって有利となる場合には適用されないので、この場合には当てはまらない。

欧州人権条約には規定がないものの、市民的及び政治的権利に関する国際規約第15条第1項(第3文)はEU基本権憲章第49条第1項(第3文)と同様に、より軽い刑罰の遡及効果の原則について規定している。この規定は、犯人が利益を受けうるものであって、犯罪の行為時から最終的な判決の間に行われた法改正の全てのうち、最も有利な立法を適用するものとして解釈されなければならない。この規定は後法の優先の原則を黙示的に含んでいるが、このことから不遡及の原則が揺らぐわけではない。一定の状況下においては、より軽い中間法が適用されることもありうる。

前法または後法と比較してどの法がより軽いものであるかは、処罰可能であるか否か、そしてどのように処罰されるかの判断の基礎となるところの現在の法的状態の全容に照らして決定されるべきである。抽象的に犯罪事実とその処罰の程度を比較するのでは足りず、実際の事件に適用される際にどの法が最も軽い判決を可能とするかによって判断がなされなければならない。

7. 犯罪と刑罰の均衡性

すでに言及したように、EU基本権憲章第49条第3項においてこの原則

が明示的に規定されていることは、国際的な法文書としては新しいことである。ただし、欧州の各国国内法および国内実務においては、この原則はすでに広く認められており、EU 各国に共通の憲法の伝統の中で確立していたのみならず、欧州司法裁判所の裁判例の中でも承認されている。この原則には、次の二つの異なるレベルにおいて注目する必要がある。

- 立法的なレベルにおける均衡性の原則は、法的保護の対象を保護するに必要かつ適切で相当な限りにおいて、かつ刑罰の正統な目的内に限って、行為を犯罪として規定しこれに対して制裁を加えることを許容するものである。
- 司法的なレベルにおいては、刑罰は犯罪に対して均衡性を欠いてはならない。このレベルにおいては、違法行為の客観的重大性と、個別的な有責性の双方が特に意味をもつこととなる。刑罰の一般的目的を達成するために刑事制裁が必要であるか否か、そして法的保護の対象の重要性と当該個人の権利に対する制限との間に均衡があるか否かが、全ての事件において検討されなくてはならない。

結論としては、罪刑法定主義に含まれる一部の要件、特に不遑及の原則のあり方がいまだ完全ではないにしても、*nullum crimen, nulla poena sine lege*（より正確には、*sine iure*）の原則が確認されていることは、評価できる。同様に、均衡性の原則が立法者および司法当局の双方に対するものとして明示的に認められたことは進展である。

・司法的救済 公正な裁判 法律扶助

EU 基本権憲章第47条（リスボン条約第II-107条）：効果的な救済を受ける権利と公正な裁判を受ける権利

- (1) 連合法によって保障された権利および自由を侵害されたすべての者は、本条に定める条件に従って、裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

- (2) すべての者は、法によってあらかじめ設置された独立かつ公平な裁判所により妥当な期間内に公正な公開審理を受ける権利を有する。すべての者は、助言を受け、弁護され、また代理人を立てる機会を与えられなければならない。
- (3) 裁判所の効果的な利用の確保に必要な限りにおいて、十分な資力を有しない者が法律扶助を利用できるようにしなければならない。

本条はその3つの項において、それぞれ異なる手続的な権利を保障している。ここで規定されている手続的権利は、一定程度相互に関連するものであるとともに、他の条項における手続的権利とも部分的に重なっている。この点は、EU基本権憲章第47条第2項における助言を受け、弁護され、代理人を立てる権利と、さらに追加的な保障であるEU基本権憲章第48条第2項(リスボン条約第II-108条第2項)の防禦の権利の関係については特に明白である。またそれほど明白ではないがよく整理されていないように見える点としては、EU基本権憲章第47条第1項における裁判所を利用する権利と、この権利が実現される前提として、EU基本権憲章第47条第2項において明らかに想定されているように、裁判所があらかじめ設立されていることが必要とされるという点が挙げられる。もっとも、本条における諸権利は以下の通り、挙げられている順に個別に検討することが可能である。

1. 効果的な救済を受ける権利(EU基本権憲章第47条第1項)

この権利は世界人権宣言(UDHR; Universal Declaration of Human Rights)(第8条)にすでに含まれていたものであって、これを踏襲した欧州人権条約第13条の規定に基づくものであるから、全く新たな権利であるとはいえない。しかしながら、様々な点においてその射程が不明確であったことから、EU基本権憲章では司法による保護を厚くすることによって、これを強化しようとしたものである。ここでも、いくつかの特徴にしか言及できないが、以下の点が重要である。

- 欧州人権条約第13条は、全ての人に対して、「国の機関」による実効的な救済を保障しているにすぎないが、EU 基本権憲章は「裁判所」へのアクセスを保障している。このことが意味するのは、自身の権利が侵害されたと考える者に対して、非公式な異議申立てのような何らかの手段が与えられているだけでは足りず、裁判所または裁判所に相当する機関へのアクセスが可能でなければならないということである。また、少なくとも申立人が（少なくとも書面での）聴聞の権利を有する審理および判断手続が備えられていなければならず、また権利の侵害が証明された場合には、十分な救済を受ける選択肢が与えられていなければならぬことをも含意している。なお、救済の手段は国内機関による救済に限られず、国際的および超国家的裁判所が存在している場合には、それらに対しても開かれている。
- 侵害に対して申立人が救済を求めうる自由権の範囲についても、EU 基本権憲章は欧州人権条約よりも広い。欧州人権条約では、欧州人権条約上の諸権利の侵害が申し立てられている場合のみ救済を保障しているのに対して、EU 基本権憲章が保障する裁判所へのアクセスは、連合法違反の全ての場合に及んでおり、EU 基本権憲章において保障されている権利に限定されていない。もっとも、ここに連合法の一部ではない国内法あるいは他の国際条約の違反が含まれるかについては、なお議論のあるところである。
- 十分に解決されているとはいえないいまひとつの点としては、行政府による権利侵害に対してのみ申立てが可能であるのか、あるいは司法府または立法府による権利侵害についても申立てが可能であるのかという問題が挙げられる。しかしながら、欧州人権条約は行政府による権利侵害に対してのみ法的救済へのアクセスを与えており、そこでの理由と同様の理由から、この制限は EU 基本権憲章においても存在しているものと解される。この点については、EU 基本権憲章の起草においては、既存の法的救済の拡大は図られていないからである。

- 「効果的な」救済の文言は結果の成功を含意しているようにも見えるが、法的救済が「効果的」であることは成功の保障と同じであると解されるべきではない。欧州人権条約第13条に関する裁判例が示す通り、「効果的」であると解されるには、権利侵害の責任を負うとされている機関から独立している裁判所によって、公平な審理がなされれば足りる。権利侵害が認められた場合には当然、当該行為は、そのために定められた手続によって無効とするか修正しなければならない。すなわち、裁判所の判決は実施されなくてはならず、十分な補償または制裁が考慮されなくてはならない。
- 当然ながら、EU基本権憲章が保障しているように見える非常に広範な法的救済も、その申立ての対象となる裁判所の存在を前提とする。法的救済は「本条に定める条件に従って」(EU基本権憲章第47条(リスボン条約第II-107条)参照)のみ受けることができるのであるから、権限ある裁判所がいまだ不存在である場合、申立人を無視してもよいのか、それとも「効果的な」法的救済の保障によって、権限ある裁判所を設置することが国家に義務づけられるのが問題となる。しかし、そのような希望観測的な義務を強制することができない限りにおいては、法的救済は既存の手続の中においてのみアクセスすることが可能である。もっとも、既存の手続についても、国家の意のままに設計されてはならず、次に検討するEU基本権憲章第47条において保障されている人権に適合していなければならない。

2. 公正な裁判を受ける権利 (EU基本権憲章第47条第2項)

「公正な裁判を受ける権利」という本項の見出しは、「公正な裁判」という用語の傘の下に含まれている様々な保障を十分に明らかにしていない点で、ある意味ミスリーディングである。この権利は、基本的には世界人権宣言第10条においてすでに承認され、のちに欧州人権条約第6条において確認されると同時により詳細に規定されたものである。EU基本権憲章

第47条第2項は、欧州評議会の欧州人権条約のより詳細な規定の域に一部達していないところもある。EU 基本権憲章における唯一の新たな要素は、「助言を受け、弁護され、代理人を立てる機会」の保障というやや弱いものであるが、のちに検討するように、防禦の権利についても欧州人権条約の方がより詳細である。いずれにしても、EU 基本権憲章第47条第2項に規定されている個別の人権保障を検討する際には、これに対応する欧州人権条約第6条第1項における詳細な規定を参照するのが賢明である。

公正な裁判の要請はもはや当然のものであるべき一方で、欧州においてすらしばしば実現の必要性が生じる。そこで、EU 基本権憲章第47条第2項（リスボン条約第107条第2項）における主な保障内容を以下簡単に挙げておく。

- 公正な法手続の基本的な前提条件として、まずなによりも裁判所へのアクセスが保障されていなければならない。このことから、責任のある裁判所が存在していること、また必要な場合には設置されることが要求されるだけではなく、欧州人権裁判所が欧州人権条約第6条第1項との関連で生成してきた基準に照らして、裁判所は実際にアクセス可能であることが要求される。そのためには、裁判所の費用は過大なものであってはならず、クリアしなければならない条件は法的救済を妨害または不可能とするものであってはならない。手続の履行が可能でなくてはならず、判決の実施も保障されていなければならない。
- 手続は「あらかじめ設置された裁判所」においてなされなければならないから、特別裁判所はここという裁判所に含まれない。
- 公正な裁判のために必要とされている裁判所の独立性は、全ての加盟国において適用のある権力分立を表現するものにとどまらず、法の支配の観点から要求されるものである。効果的な法的保護は独立の裁判官によってのみ保障されるからである。ここという独立は、裁判所の構成員が行政府の機関によって任命されている場合や、裁判官の任期や担当分野が当初より限定されている場合であっても直ちに欠けているとはい

えない。ただし、そのような場合には、少なくとも定められた範囲内において裁判官は罷免されず、命令に従う義務を負わないことが保障されていないとはならない。

- 裁判所の公平性については、個々の裁判官の主観的な態度が本質的な重要性を有する。原則として、手続に参加している当事者に対する公平性と、適切なリーディングが求められる。公平性は、反証がない限り推定される。
- 公正の原則はコモン・ローの伝統から借用したものであるが、これは様々な手続的保障に反映されている法の支配の一側面である。公正の原則は、質問や陳述による手続参加の権利を十分に保障するとともに、一方的な不利益から被告人を保護する機能を有している。欧州人権裁判所は、こうした公正の原則の適用によって、手続全体を通じた公正性を審査している。また、「武器対等」の原則がこの原則の内容を構成するものとしてとりわけ重要である。
- 公開審理の要請も、法の支配の一側面である。
- 合理的な期間内に聴聞を受ける権利は、司法府の信頼性を傷つけないよう迅速かつ効率的な手続を実現することに向けられたものである。この原則の重要性は、審理の長期化に伴う欧州人権裁判所への申立て事件数の増加にも見てとることができる。
- 欧州人権条約に規定されていない EU 基本権憲章における新たな点は、前述の通り、助言を受け、弁護され、代理人を立てる機会を規定した点である。

3. 法律扶助 (EU 基本権憲章第47条第3項)

EU 基本権憲章第47条第3項は、「裁判所の効果的な利用の確保に必要な限りにおいて、十分な資力を有しない者」に対して、広く法律扶助を利用可能としているが、欧州人権条約に同様の明示的規定はない。しかし、欧州人権裁判所はこの間隙を判例法によって埋めている。この判例法の出

発点は、欧州人権条約第6条第1項における裁判所へのアクセスの保障、すなわち黙示的に含まれている権利としての裁判所への実際的なアクセスの保障、上訴する権利、および欧州人権条約第6条第3項cにおける十分な支払い手段を有しない場合に無料で必要的弁護人の援助を受ける権利などである。かつて経済的支援は単に刑事手続において弁護人による無償の援助を受ける権利として規定される場合が多く、法律扶助について加盟国間で共通の原則がなかったため、この問題についてのより明確で広い基礎付けを得ることを目的として、法律扶助の問題はEU基本権憲章の起草段階において比較的良好に議論された。現在では、法律扶助は刑事手続に限られず、特に行政手続においても受けることが可能である。

刑事司法に関して、EU基本権憲章と他の文書における法律扶助の保障との差異は、主に次の二点にある。

EU基本権憲章は、EU基本権憲章第48条第2項（リスボン条約第II-108条第2項）の防禦の権利の保障との関係においてですら法律扶助について明示の規定を置いていないが、欧州人権条約第6条第3項c、そして市民的及び政治的権利に関する国際規約（第14条3項d）などの国際的文書においてはさらに高い基準で、十分な資力がない場合の弁護人に対する支払いを保証している。

このように、刑事弁護に関する特別の規定が欠けていることから、その代替としてEU基本権憲章の第47条第3項における一般的な法律扶助の保障に依拠することになる。

・無罪の推定 防禦の権利

EU基本権憲章第48条 無罪の推定と防禦の権利

1. 罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される。
2. 罪に問われている者の防禦の権利の尊重は、保障されなければなら

ない。

本条は、もっぱら刑事手続にかかわる二つの保障をあわせて規定するものである。第1項における無罪の推定の文言は、欧州人権条約第6条第2項の文言とほぼ同一であり、第2項における防禦の権利は、他の国際的英文書において保障されている防禦の権利を一般的に是認する以上のものではない。

1. 無罪の推定 (EU 基本権憲章第48条第1項)

無罪の推定は、1948年の世界人権宣言第11条第1項においてすでに宣言されており、その後欧州人権条約第6条第2項においても確認され、ほぼ同じ文言でEU基本権憲章第48条第1項に規定されている。それにとどまらず、この原則は、法の支配の下にある全ての国家において認められており、原則として異論のない人権であるということが出来る。しかしながら、その意味、範囲、および含意について詳しく検討するならば、その内容の明確性の欠如および解釈の対立が明らかとなる。これは、伝統的に表現され理解されている意味でのこの原則がその内部に抱える矛盾に由来している。

簡単にいえば、「有罪と証明されていない」限り「無罪」と「推定」することから、どのような帰結を引きだすことができるのか、あるいはできないのかという点が基本的な問題である。この原則を文字通り受け取り、無罪として取り扱うということであれば、無罪の者が対象とはならないはずの訴追手続・措置の対象とすることがどうして認められるのかが問題となる。もし無罪であると推定され、したがって無罪であるとして取り扱われるのであれば、通常は捜査の対象たりうる者を被疑者とすることも不可能となりかねない。そうであるとすると、無罪であると推定され、そのように取り扱われる人間は一切裁判の対象とならないから、その者が有罪であることを証明するための裁判を開くことも不可能となりそうである。これは無罪であると推定される者を一切訴追できないか、無罪の推定に対して一定の例外を設けなければならないのかというディレンマを生む。現実

には、例外を暗黙のうちに認めなければならないのが実務であり、暗黙であるがゆえにそのコントロールは困難である。このディレンマは、無罪の推定の原則を、適切な手続において有罪であると証明されない限り、有罪であると表現されず、またそのように取り扱われないという以上のことを意味するものではないと理解しない限り、解決することができないものであろう。

有罪が確定していない者を有罪であると表現し取り扱うことの禁止は、特に以下の三つの帰結をもたらす。

- 一方では、正式に有罪であると証明されるまでは、何人も有罪と有罪であると表現されず、いかなる処罰および処罰類似の制裁の対象ともされてはならない。この理解からは嫌疑刑（Verdachtsstrafen）が禁止されると同時に、有罪であるとの想定や、処罰として科される場合には有罪の証明を前提とするような権利侵害をいまだ有罪とされていない者に科すことも禁止される。
- 他方で、正式に有罪とされるまでは有罪として取り扱うことが禁止されるといっても、一定の嫌疑に基づく干渉は許容され、有罪であるか否かを判断するためになされる裁判前の捜査が排除されるものではない。したがって、一定の嫌疑が存在する場合に、欧州人権条約第5条第1項cによって認められる押収や裁判前の勾留は、EU 基本権憲章上も明示の規定はないが許容される。同様に、有罪ではないとの正式な判断がなされていないならば、嫌疑を提起し表明しても直ちに無罪の推定の違反となるわけではない。
- したがって、正式な証明以前に有罪として表現し取り扱うことの禁止と、裁判に先行する措置の許容との限界づけは、最小限の干渉の原則に従って、最終的に無罪と判明した人に対するものとしても認められるか否かという観点から行われるべきである。

ここでは、EU 基本権憲章において完全に解決されていないさらなる問題のうち3点について簡単に検討する。

- EU 基本権憲章第48条第1項は、「罪に問われている」および「法に基づいて有罪とされる」との文言を用いているが、これは憲章のドイツ語版における翻訳のように刑事裁判における犯罪の嫌疑および有罪である旨の証明を意味していると解すべきであるのか、あるいは無罪の推定が行政法上の違反およびこれに対する制裁にも及ぶべきであるのかについては明らかではない。学説においては後者の立場が支持されているが、欧州委員会および欧州司法裁判所は刑事裁判に限定する前者の狭い理解を支持しているようである。
- 時間的な観点からは、公訴が提起されるまで無罪の推定が適用されないわけではない。欧州人権裁判所が判示しているように、刑事手続において被疑者として捜査の対象となった時点から、無罪の推定が適用される。
- 刑事手続の外の社会全般において無罪の推定が持ちうる意義について、一部の学者はこれを現代的な社会生活形態における立憲的な法原則であって、個人間の平和的共存に不可欠のものであるとする。しかしながら、こうしたことを示すものはいかなる国際的公文書においても見いだせず、そうした要求は現時点では社会における希望的観測にすぎない。

2. 防禦の権利 (EU 基本権憲章第48条第2項)

本項は、表面上は防禦の権利の尊重以上のことは述べておらず、そうした権利が存在し、それが認められている範囲において保障されているにすぎないように見える。この防禦の権利の承認においては、権利の意味および権利が尊重されなくてはならない程度が空白のままに残されており、このことから、防禦の権利はそれぞれの国内法において認められている限りにおいて保障されているとの結論が得られそうである。そうであるとすれば、EU 加盟国における防禦の権利の水準は、それぞれの国内法に応じて異なるということになる。しかし、そのようなあり方は欧州における統一的人権の保障と整合的であるとはいえないので、憲章上の権利を欧州人権条約上のものと同様の意味および範囲のものとして解釈すると規定する

EU 基本権憲章第52条第3項（リスボン条約第 II-112 条第3項）が参照されなければならない。EU 基本権憲章の起草にあたった委員会の説明によれば、EU 基本権憲章第48条第2項における防御の権利は、欧州人権条約第6条第3項に相当するものであり、そこでの権利がEU 基本権憲章第48条第2項の一般条項に読み込まれなくてはならない。これは、欧州人権条約第6条第3項に列挙されている防禦の権利、および欧州人権裁判所によるその解釈が、EU 基本権憲章においても尊重されなければならない「最低限の権利」であることを意味している。

防禦の権利のうち、最も重要であるのは以下の権利である。

- 刑事責任の追及に対する防禦を可能とするためには、問われている罪の性質および理由を詳細に知らされることがまず始めに何よりも重要である（欧州人権条約第6条第3項 a）。さらに、防禦の準備のために十分な時間および便益を与えられることが必要である（同第6条第3項 b）。
- 罪に問われている者には、自分自身で、または自ら選任する弁護人を通じて防禦する権利がなければならない。したがって、自己弁護の権利および弁護人の援助を受ける権利が認められているが、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY；International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia）においてミロシェビッチが自身の事件の審理においてまさに提起したように、両者は選択的にのみ行使しうるのか、重疊的にも行使しうるのかという点がますます問題となってきた。コモン・ローの法域において支配的な慣行となっているように、自己弁護の権利または弁護人の支援を受ける権利のいずれかしか行使しえないという意味で選択的にのみ行使しうるのであれば、被告人は、一方では弁護人の追加的支援を受ける権利を失いうるが、他方で自己の望まない弁護人を付されることを拒否することができる。しかしながら、より説得的であるのは、自己弁護の権利および弁護人の支援を受ける権利の双方を行使しうるとする重疊的な解釈である。そうでなければ、被告人の人間としての尊厳にも、また手続の単なる客体ではない手続の主体としての被告人の

地位に対しても、相応の尊重がなされているとはいえないであろう。

- 被告人が十分な支払い手段を有しない場合であって、司法の利益のために必要な場合には、その者は無料で弁護人を付される権利を有する（同第6条第3項c）。
- 同様の権利として、十分な支払い手段を有しない被告人が、裁判所において使用される言語を理解しまたは話すことができない場合に、無料で通訳の援助を受ける権利が認められている（同第6条第3項e）。
- 効果的な防禦にとって特に重要であるのは、自己に不利な証人を尋問しまたはあらかじめ尋問したこと、ならびに自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席およびこれに対する尋問を求める被告人の権利である（同第6条第3項d）。
- 防禦の権利を可能な限り効果的なものとするため、これらの権利は公訴が提起される以前から、一定の嫌疑に基づいて具体的な捜査上の措置の対象となった時点で保障されるものとされている。
- もっとも、あらゆる防禦の権利の侵害が必ず証拠排除につながるわけではないという点には注意を要する。欧州人権裁判所の判例は手続の全体的な評価（overall view）を要求するが、それによれば、弁護人の不在時に尋問された証人の証言であっても、他の有効な証拠を裏付けるために用いることができる。

結論としては、EU基本権憲章作成の機会に防禦の権利の自己完結的なリストが設けられなかったことは遺憾であるが、欧州人権条約における保障との組み合わせによって、それでもEU基本権憲章は一部の国内刑事法よりも遙かに高い水準の防禦の権利を提供しているといえることができる。

・一事不再理（Ne bis in idem） 二重の危険の禁止

EU基本権憲章第50条（リスボン条約第II-110条）：刑事手続において同一の犯罪について二重に訴追または処罰されない権利

何人も、刑事手続において、法に基づいてすでに連合内で最終的に無罪または有罪とされた犯罪行為に関して、再び裁判され、または処罰されてはならない。

EU 基本権憲章がこの原則を認めた初めての国際的法文書でない。この原則はすでに市民的及び政治的権利に関する国際規約第14条7項に規定され、欧州人権条約第7議定書（Protocol No. 7 of the ECHR）第4条において確認されている。同様の規定は「一事不再理」あるいは「二重の危険の禁止」の概念の下に様々な国内法上認められており、同一の犯罪について二重あるいはそれ以上に処罰されることから被告人を保護することを目的とした原則である。しかしながら、EU 基本権憲章第50条はさらなる意義を有している。すなわち、他の国際的法文書は単に国内における二重危険の禁止を遵守するよう各国に義務付けているにすぎないのに対して、EU 基本権憲章の第50条は EU 内における国境を越えた複数の訴追の禁止にまでその適用対象を拡大しているのである。

EU 基本権憲章第50条の文言は EU にしか言及していないが、その目的とするところは三つの異なるレベルに向けられている：

1. 国内レベルにおける国内的な「一事不再理」

法の支配の下にある現代の裁判所において、被告人が他の裁判所において同一の犯罪についてすでに処罰を受けている事実を完全に無視するとはおよそ考えにくい、すでになされた有罪判決および処罰を考慮に入れる方法としては、なお大きく分けて二つの方法が存在している。伝統的な「算入主義」(Anrechnungsprinzip)によれば、別の裁判所における前の判決は、後の裁判所が自ら下す判決から単に控除されるにとどまる。これはすなわち、後の裁判所で同一の犯罪について二度目の訴追および制裁をなすことが妨げられないということの意味する。このような二重手続は被告人に負担を課すものであるだけでなく、司法システムにとっても費用のかかるものであるから、より現代的な「不再理主義」(Erledigungsprinzip)

はさらに進んで同一の犯罪に対する二度目の手続自体を遮断する。EU 基本権憲章は加盟国に対して後者の原則に従うことを義務付けており、この原則が憲法上承認されていない加盟国および欧州人権条約第7議定書をいまだ批准していない加盟国に対して、「一事不再理」の人権としての意義を強化するものである。

2. 水平的な国家横断的「一事不再理」

EU 基本権憲章第50条は越境的な「二重の危険」を禁止する最初の国際的な文書であるから、少なくとも EU の加盟国間において、このレベルにおける一事不再理の適用はさらに重要である。またこの原則は、その法的な適用対象を越えて、いずれ道徳的・政治的な目標として機能するようになるかも知れない。

もっとも、正確を期すためには、EU 内ではすでに、一切の国境管理を廃止したいわゆるシェンゲン国間で特別な「一事不再理」レジームが存在していることを指摘しておかなければならない。この規制の実際的な重要性は、欧州司法裁判所における特筆すべき判例法にすでに見ることができる。

3. 垂直的な国家・超国家的「一事不再理」

より大きな役割を果たすようになるかも知れない「一事不再理」の第三の次元は、国内裁判所、地域的（特に、欧州の）裁判所、および国際刑事裁判所（ICC；International Criminal Court）のような超国家的な裁判所間の相互の関係である。水平的な国家横断的レベルにおいては各国の国内法域が相互に同列であるのに対して、垂直的な関係においては、上方・下方の次元を区別しなくてはならず、それに応じて異なった取り扱いをする必要も生じる。すなわち、上位にある国際法廷によって判決が下された犯罪について国内裁判所が二度目の処罰を行うことが禁止されうるが、とりわけ ICC 規程第20条に定められているように、少なくとも国内裁判所に

おける手続が国際法廷における刑事責任から免れさせる目的でなされている場合には、国際法廷が二度目の訴追を認めることがありうるのである。

4. 残された問題

EU 基本権憲章のやや簡素な「一事不再理」規定についてはかなりの問題が残されているが、ここでは3つの点についてのみ言及する：

- EU 基本権憲章第50条は、すでに確定判決を経た犯罪について、二度目の処罰のみならず二度目の裁判を禁止している点が新しいが、終局的な判断が刑事裁判所による真に刑事的な裁判においてなされたものでなくてはならないのか、あるいは関連当局による特別な行政犯手続システム内においてなされたものでも足りるのかという問題が残されている。同様に問題となるのは、二度目の「裁判」の禁止が、二度目の捜査の可能性をも排除するか否かである。
- また、被告人が無罪または有罪とされた「犯罪」の性質に関連して、コモン・ローのアプローチと大陸法のアプローチの間で一定の論争がある：すなわち、コモン・ローの伝統においては、犯罪の規範的記述（例えば「謀殺罪」）を重視しており、二度目の嫌疑として別の犯罪が挙げられている場合（例えば「謀殺罪」ではなく「故殺罪」）には、同一の事実についてであっても二度目の訴追が許容される。これに対して、伝統的大陸法はより広く歴史的事実を重視しており、これが同一であれば罪種や罪名を問わず二度目の捜査を行うことはできない。なお、日本の国内法の位置づけについていえば、支配的であるところの「訴因」説は、欧州大陸において支配的な「事実」説よりもコモン・ローにおける「罪名」重視のアプローチに近いということになるものと思われる。
- 最後に、欧州における更に進んだ取り組みについても言及しておくべきであろう。「一事不再理」の原則に依拠しなければならないのは、様々な国内裁判所および国際法廷の管轄権がしばしば重複するためであることを考えれば、管轄権行使の重複を最も初めの段階で防止することが望

ましい。この野心的な目標をいかに達成すべきかについては、私がフライブルクのマックス・プランク研究所において指揮する機会を得たプロジェクトにおいて明らかにされている。このプロジェクトの成果は、「欧州連合における管轄権の重複と多重訴追の禁止に関するフライブルク提案」の表題で公表された。

・ 今 後 の 展 望

全てが完全であるということとはできないものの、欧州の刑法および刑事手続における人権保障は比較的に高い水準に達している。そして、欧州の諸裁判所の積極的な態度と、欧州市民の人権に対する広く行き渡った政治的意識を考慮するならば、さらなる改善も期待することができる。こうしたことは、国際社会の他地域にとっても刺激となりうるものであろう。